

まもろうネットニュース第34号

～登別市消費者被害防止ネットワークニュース～

発行日：令和7年4月25日

発行：登別市消費者被害防止ネットワーク

【事務局】登別市役所内：登別市消費生活センター（85-3491）

「定期縛りなし」が「解約するまで続く定期購入」だったなんて…！

～ネット通販でのトラブル相談が寄せられています～

SNSの広告で「定期縛りなし」の美容液を発見！

1回限りでお得に試せてラッキー♪と思ったら… えっ!?2回目が届いちゃった！

「解約するまで続く定期購入」の意味だとは思わなかった。という相談が寄せられています。

相談事例

【事例1】スマートフォンで動画を視聴していたところ、「一粒飲めば痩せる」「定期縛りなし」と宣伝されたサブリの広告が表示され、初回お試し価格980円で購入した。商品が届き納品書を確認すると次回お届け予定日が書かれており、初めて定期購入だとわかった。1回限りの購入で定期購入とは思っていなかった。解約したい。



【事例2】SNSアプリを見ていた時に「縛りなし」と表示された特別価格1,980円美容液の広告が出てきて注文し、数日後美容液が1本届いた。約1ヶ月後、美容液が2本と約15,000円のコンビニ払込票が入った荷物が届き、初めて定期購入だと分かった。2回目の商品を返品し解約したい。



アドバイス

- 「定期縛りなし」という記載は「1回限り」という意味ではない可能性があります
 - ・「定期縛りなし」は「最低購入回数の指定がない契約」（いつでも解約できる定期購入）である可能性がありますので、契約時には注意が必要です。
- インターネット通販では注文前に「最終確認画面」の表示をよく確認しましょう
 - ・インターネット通販では注文する前に必ず「最終確認画面」で定期購入の条件となっていないか、最低購入回数に指定（縛り）がないか、代金等の販売条件や解約の条件を確認しましょう。
- 「最終確認画面」はスクリーンショット(※)で必ず保存しましょう

(※画面の表示状態をそのまま「撮影」して画像化する機能)

対応や判断に不安・お困りの時、不審に思った場合、トラブルに遭った場合は
登別市役所内：登別市消費生活センター（☎85-3491）までお気軽にご連絡ください！

※裏面もお読みください

見守り 新鮮情報

「〇〇ペイで返金 します」と言われ たら詐欺を疑って



ネットで腕時計を購入し、**前払い**で**個人名義の口座**に約2万円振り込んだ。その後「商品が欠品になった。返金するので担当者と**無料通話アプリ**でやり取りするように」とメールが来た。無料通話アプリで連絡するとすぐに「**〇〇ペイで返金する**」と言われ、指示された通りに**数字等**の**入力**を繰り返した。気づいた

ときには、約10万円**送金させられていた**。販売業者にメールをするが連絡もなく、無料通話アプリもすでにブロックされていた。どうしたらよいか。(60歳代)

ひとこと助言



- ネット通販で商品を購入したところ、販売業者から「欠品のため〇〇ペイ等のコード決済アプリで返金する」と言われ、返金手続きをしているうちに「返金」してもらはずが「送金」していたという相談が寄せられています。
- 販売業者から「〇〇ペイで返金します」と言われたら詐欺を疑いましょう。相手方の指示に従ってはけません。
- 販売業者の名称・所在地・電話番号が明確に記載されていない、商品価格が通常より安い、支払方法が銀行振込みや電子マネーに限定されている、返品・返金ルールが記載されていない等のサイトは詐欺サイトの恐れがあります。利用前によく確認しましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**や最寄りの警察等にご相談ください（消費者ホットライン188、警察相談専用電話「#9110」番）。